年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2件

石川国民年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

申立期間当時、町会の集金を通じて国民年金保険料を納付したはずであり、 昭和45年7月に国民年金を脱退する理由が無い上、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付されたものとなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認印から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。一方、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料は昭和46年度に還付されたものとなっている。

しかしながら、申立人は、還付金を受け取った記憶は無いとしている上、社会保険庁及び市役所の記録では、申立人が国民年金に加入した昭和38年10月から平成17年9月まで、申立人の姓の漢字及びその読み仮名が誤って登録されていたことから、申立期間に係る還付通知書が申立人に届かなかった可能性が高く、申立人に対し保険料の還付は行われていないものと推認される。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日及び申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は昭和46年2月1日となっているが、市役所の国民年金被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の45年7月1日に、申立人が厚生年金保険に加入し、同時に国民年金の被保険者資格を喪失したことがうかがえることから、誤った日付で手続が行われたものと推認される。したがって、申立人は申立期間のうち、45年7月から46年1月までの期間においては国民年金の強制被保険者であり、当該期間は納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 7 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、46 年 2 月及 び同年 3 月の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

石川国民年金 事案244

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年5月まで

私は、申立期間当時に住んでいた地区の婦人会の集金で、国民年金保険料を納付していた。地区の会長、会計を務め、率先して国民年金に加入し保険料を納付していたはずであり、申立期間について未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和48年6月12日発行と記載されており、申立人が申立期間後に国民年金に加入し、保険料の納付を開始したことをうかがわせる申立人自身によるメモが記載されている上、48年6月以降については国民年金保険料の領収書を所持している。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立 人は昭和48年6月ごろ国民年金に任意加入したものとみられることから、 申立期間は未加入期間となり、申立期間の保険料は納付できない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から43年3月まで

前住所地で町内会の人に国民年金の加入を勧められたので、母親が加入手続を行い、町内会を通じて家族の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかが わせる関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が加入手続を行い、町内会を通じて申立人を含む家族の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたはずであり、申立人自身はそれらに関与していないとしているが、申立人の母親は既に亡くなっている上、当時の町内会の集金に係る資料は無く、申立人が記憶している町内会の関係者等からも供述が得られないことから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間当時の同居家族に係る 国民年金保険料の納付状況はそれぞれ異なっており、家族の保険料をま とめて納付していたはずとする申立内容と相違する。

加えて、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 43 年 12 月に転居した現住所地において 44 年 1 月ごろ行われ、その際に申立人の 20 歳到達日にさかのぼって被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。その上、申立人が所持している国民年金保険料納入帳及び国民年金手帳によると、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料は 44 年 10 月 31 日に過年度納付されたことが確認できることから、申立人の保険料納付は昭和 44 年度以降に始められたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。